

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	湘南歯科衛生士専門学校
設置者名	学校法人 清水学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	歯科衛生士科	夜・通信	690	240 時間	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

事務局に保管（ファイル）し、請求時に速やかに開示
--------------------------

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	湘南歯科衛生士専門学校
設置者名	学校法人 清水学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

事務局に保管（ファイル）し、請求時に速やかに開示

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	歯科医師	令和元年 5 月 18 日～令 和 5 年 5 月 17 日	歯科医師の立場か ら歯科医療の中で の本校へのご意見、 ご指導を賜る。
非常勤	高等学校校長職	令和元年 5 月 18 日～令 和 5 年 5 月 17 日	長い教育現場での 経験を活かして、教 育面での助言をい ただく。
(備考)			

## 様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	湘南歯科衛生士専門学校
設置者名	学校法人 清水学園

### ○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

授業計画書を作成し、公表している。

授業計画書には授業内容・教育目標、評価方法を記載する。

成績評価は本試験点数・中間試験・出席状況・実技テスト・演習・実習・授業態度などの総合評価とする。

毎年度、2月末日迄に各学科の授業計画書の作成を終了し、新年度（4月1日）より定められた公表方法に添って開示する。

授業計画書の公表方法 <https://www.shimizu-gakuen.jp/about/>

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

授業科目の評価は出席状況・試験・レポートなどの成績及び学習意欲・態度などを講義・実習を通して総合的に評価する。

出席状況は厳しく管理し、各科目の授業時間も厳しく管理している。出席が規定授業時間数に満たない場合は各科目の試験が受けられない場合もある。そのため学習意欲が低下していると感じられる学生には速やかに個人面談を行い、技術面、メンタル面のサポートをしている。学修成果の評価が低い学生には学生個人にあった補習を行っている。補習は学習意欲・評価の向上を目的とする。

確実な知識・技術力を身につけることを目的とする。

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

(評価)

履修科目の成績は試験及び実技・学習等を考慮した上で評価する。

成績は100点満点とし60点以上を合格とする。

成績表は科目点数・平均点・出席状況・総合順位を作成する。

(評定)

成績の評価はA・B・Cとする。

A : 100点～85点

B : 84点～70点

C : 69点～60点

D : 59点～0点

D評価は単位未修得とする。

客観的な指標の 算出方法の公表方法	事務局に保管（ファイル）し、請求時に速やかに開示。
----------------------	---------------------------

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

(卒業の要件)

進級及び卒業の認定は学業成績及び出席状況について評定の上、教務委員会の議を経て校長が行う。

(卒業判定基準)

卒業要件

本校に3年以上在学し、学則10条別表に規定するところにより、必須選択合わせて116単位以上修得し、さらに卒業試験に合格しなければならない。

(卒業試験について)

1、必要な単位を修得した者は卒業試験を受けることができる。

2、卒業試験は3年次後期に行う。

3、卒業試験は国家試験問題を中心に約30科目（220満点）で行う。

4、132点以上を合格とする。

5、卒業試験に不合格な者は再試験を受けることができる。

6、再試験不合格者は卒業できない。留年となる。

卒業の認定に関する 方針の公表方法	事務局に保管（ファイル）し、請求時に速やかに開示。
----------------------	---------------------------

## 様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	湘南歯科衛生士専門学校
設置者名	学校法人 清水学園

### 1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	事務局に保管し、請求者へ速やかに開示
収支計算書又は損益計算書	同上
財産目録	同上
事業報告書	同上
監事による監査報告（書）	同上

### 2. 教育活動に係る情報

#### ①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士	
医療		専門	歯科衛生士科	○		
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類			
			講義	演習	実習	
3年		3000単位時間／1 16単位	1531単位 時間/73 単位	507.5単位時間 /22単位	507.6単位時間 /22単位 1036.6単位時間 /26単位 単位時間 /単位	
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	
180人		151人	0人	7人	36人	
					43人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
(概要) カリキュラムは教育課程表に合わせて作成している。授業方法は講義・演習・実習としている。年間の授業計画は授業内容・実習・演習を学生の学習修得がよりし易いようを作成される。
成績評価の基準・方法
(概要) 授業科目の評価は出席状況・試験・レポートなどの総合で評価される。したがって試験の成績が合格点に達していても不合格となることがある。
卒業・進級の認定基準
(概要) 卒業・進級は極めて厳格なものであり、単位数が不足な場合は進級・卒業はできない。進級及び卒業の認定は学業成績並びに出席状況について評定のうえ教務委員会の議を経て行う。
学修支援等

(概要)

必要な場合学生にあわせて補習を行う。メンタル面のサポートも充実している。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
46人 (100%)	0人 ( %)	36人 ( 78.3%)	10人 ( 21.7%)

(主な就職、業界等)  
歯科業界（歯科診療所）

(就職指導内容)  
9月からの求人票公開と同時に3年生全員に就職説明会を行い、就職活動等の指導と個別での対応などを行う。

(主な学修成果（資格・検定等）)  
歯科衛生士国家資格、医療事務

(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状

年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
144人	5人	3.5%

(中途退学の主な理由)  
一身上の都合及び進路変更

(中退防止・中退者支援のための取組)  
家庭との連携及び個人面談や各段階での面接等を通しての対応

## ②学校単位の情報

### a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
歯科衛生士科	100,000 円	680,000 円	120,000 円	その他、実費として（教材費・教科書代・預かり金） 380,000 円
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				

### b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページ情報公開内で閲覧可能 <a href="https://www.shimizu-gakuen.jp/about/">https://www.shimizu-gakuen.jp/about/</a>																		
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制） 心と体の調和のとれた人間育成に重点をおき、心身ともに健全な学生づくりと、歯科衛生士としての職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成すると共に実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行い、本課程における職業教育の水準の維持的向上を図ることを目標としており、実習施設、外部委員等の学校関係者などにより構成される評価委員会において評価を教育活動その他の学校運営の改善につなげることを基本方針としている。運営協議会において「自己点検・自己評価報告書」に基づいて委員により学校関係者評価を実施し、公表、開示している。																		
学校関係者評価の委員 <table border="1"><thead><tr><th>所属</th><th>任期</th><th>種別</th></tr></thead><tbody><tr> <td>一般社団法人平塚歯科医師会 会長 簗島歯科医院 院長</td><td>令和3年7月1日～令和5年6月30日</td><td>企業等</td></tr><tr> <td>一般社団法人平塚歯科医師会 副会長 宮本歯科医院 院長</td><td>令和3年7月1日～令和5年6月30日</td><td>企業等</td></tr><tr> <td>一般社団法人平塚歯科医師会 常務理事 宝町デンタルクリニック 院長</td><td>令和3年7月1日～令和5年6月30日</td><td>企業等</td></tr><tr> <td>一般社団法人平塚歯科医師会 常務理事 こばやし歯科医院 院長</td><td>令和3年7月1日～令和5年6月30日</td><td>企業等</td></tr><tr> <td>一般社団法人平塚歯科医師会 理事 鈴木歯科矯正歯科 院長</td><td>令和3年7月1日～令和5年6月30日</td><td>企業等</td></tr></tbody></table>	所属	任期	種別	一般社団法人平塚歯科医師会 会長 簗島歯科医院 院長	令和3年7月1日～令和5年6月30日	企業等	一般社団法人平塚歯科医師会 副会長 宮本歯科医院 院長	令和3年7月1日～令和5年6月30日	企業等	一般社団法人平塚歯科医師会 常務理事 宝町デンタルクリニック 院長	令和3年7月1日～令和5年6月30日	企業等	一般社団法人平塚歯科医師会 常務理事 こばやし歯科医院 院長	令和3年7月1日～令和5年6月30日	企業等	一般社団法人平塚歯科医師会 理事 鈴木歯科矯正歯科 院長	令和3年7月1日～令和5年6月30日	企業等
所属	任期	種別																
一般社団法人平塚歯科医師会 会長 簗島歯科医院 院長	令和3年7月1日～令和5年6月30日	企業等																
一般社団法人平塚歯科医師会 副会長 宮本歯科医院 院長	令和3年7月1日～令和5年6月30日	企業等																
一般社団法人平塚歯科医師会 常務理事 宝町デンタルクリニック 院長	令和3年7月1日～令和5年6月30日	企業等																
一般社団法人平塚歯科医師会 常務理事 こばやし歯科医院 院長	令和3年7月1日～令和5年6月30日	企業等																
一般社団法人平塚歯科医師会 理事 鈴木歯科矯正歯科 院長	令和3年7月1日～令和5年6月30日	企業等																
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページ情報公開内で閲覧可能 <a href="http://www.shimizu-gakuen.jp/about/">http://www.shimizu-gakuen.jp/about/</a>																		
第三者による学校評価（任意記載事項）																		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

<https://www.shimizu-gakuen.jp/>

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「一」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	湘南歯科衛生士専門学校
設置者名	学校法人 清水学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		18人	17人	35人
内訳	第Ⅰ区分	—	—	—
	第Ⅱ区分	—	—	—
	第Ⅲ区分	—	—	—
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				35人
(備考)				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

右以外の大学等	年間	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
		前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	一人	人	人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	0人	人	人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当	0人	人	人
計	一人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
年間	0人	前半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	一人
3月以上の停学	0人
年間計	一人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

### 3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月末満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月末満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

### 4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
		年間	前半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)	0人	人	人
G P A等が下位4分の1	一人	人	人

出席率が8割以下その他 学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	一人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。